

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3年 12月22日(水) 午後2時00分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員(7人)

会長	11番	田原賢二
委員	2番	細川幹生
	4番	嶋田治仁
	7番	迫田和男
	8番	近藤雅浩
	9番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(4名)

	1番	佐野多希子
	3番	上野安男
	5番	西原芳明
	6番	金一和美

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名	
第2	会期の決定	
第3	諸般の報告	
第4	報告第28号	農地移動適正化あっせん結果について
第5	議案第44号	賃貸借の合意による解約について
第6	議案第45号	津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について
第7	議案第46号	農地法第3条の規定による許可申請について
第8	議案第47号	農地法第5条の規定による許可申請について
第9	議案第48号	現況証明願について
第10	議案第49号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について
第11	議案第50号	農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長 迫田 久
係長 大矢根 健一
行政専門員 五十嵐 正美

7. 会議の概要

事務局長： 少し早いですが、ただ今から令和3年第12回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。 会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 皆さんこんにちは、本日は第12回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか、出席下さいましてありがとうございます。今年もあと残りわずかとなりましたが、農家の皆さんは来年の営農計画もたてられ、気持ちはもう4年度に向かっていると思います。今年は記録的な猛暑・干ばつで、小麦を除く作物が減収という事で、農業にとっては大変厳しい年になりましたが、4年度におきましては、皆さんの苦労が報われる良い年にぜひなってもらいたいと思います。今日はこの後、町長との意見交換会・懇親会も予定しています。長い一日となりますが、よろしくお願いいたします。

それでは今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長： ただいまの出席委員は、7名です。
津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名員に9番石橋委員、10番巴委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。
会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処理に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長： 続きまして日程第4 報告第28号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

事務局： 報告第28号「農地移動適正化あっせんの結果について」報告いたします。農地保有合理化法人の買入が望ましいと判断し、不成立となりましたので報告いたします。

あっせん委員 巴委員・細川委員・石橋委員

あっせん日 令和3年12月10日 1回 内容 売買

農地の内訳

譲渡人 高台 ●●

譲受人 高台 ●●

農地の所在 高台 ●● 外合計8筆 地目 畑

合計面積 62,060.40㎡

売買価格 ●●円 10a当り ●●円です。

なお、このうち保有合理化買入対象となったのは、●●番・●●番を除く6筆。●●番と●●番はあっせん成立しております。

こちらについてはこの後、議案49・50において説明いたします。

位置図につきましては、次ページでご確認ください。

事務局長： 追加説明いたします。報告の中であっせん不成立と説明させていただきましたが、あっせん後公社の方に確認したところ、報告しました2筆が保有合理化対象外の判断となりましたので、あっせんとしては不成立ですが、その後2筆は成立、6筆は不成立という形で進めていきたいと思っております。以上です。

議長： 報告終わりました。報告第28号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第28号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第5 議案第44号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第44号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。

番号38

賃貸人 美幌町 ●●

賃借人 高台 ●●

土地の所在 東岡●● 外合計6筆 地目 畑

合計面積 47,582㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 平成24年11月30日 終期 令和4年11月1日

全契約地 47,582㎡ 合意が成立した日 令和3年12月10日

番号39

賃貸人 美幌町 ●●

賃借人 高台 ●●

土地の所在 東岡●● 外合計5筆 地目 畑

合計面積 12,718㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 平成24年11月30日 終期 令和4年11月1日

全契約地 12,718㎡ 合意が成立した日 令和3年12月10日

次頁以降に、航空写真を添付しておりますので、ご参照下さい。
説明以上です。

議 長： 説明が終わりました。
これより、議案第44号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第44号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第44号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第6 議案第45号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第45号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用集積計画の変更について」説明いたします。

番号1

所在地 最上 ●● 公簿地目 田 現況地目 畑
面積 40,567㎡の内、607.76㎡ 用途区分 農用地区域
内容 変更 理由 麦乾燥施設の建設 申請者 最上 ●●

番号2

所在地 東岡 ●● 外合計2筆 公簿・現況地目 畑
面積 それぞれ 18,003㎡の内、2,189㎡ 及び
11,467㎡の内、1,478㎡
用途区分 農用地区域 内容 変更 理由 通路・作業スペース等の拡張
申請者 最上 ●●

番号3

所在地 大昭 ●● 公簿・現況地目 畑 面積 709㎡
用途区分 農用地区域 内容 除外 理由 農家住宅の建設
申請者 本岐 ●●

変更に係る位置図を次頁から添付してありますので参照下さい。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第45号について質疑を行います。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を集結します。
これより議案第45号について採決します。
本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第45号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第7 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

賃貸借

番号58

貸主 豊永 ●●

借主 豊永 ●●

土地の所在 豊永 ●● 1筆 地目 公簿 現況 畑

面積 40,706㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和3年12月23日 終期 令和8年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円

設定後事業面積 412,213㎡

申請理由 貸主 農地の有効活用のため

借主 農業経営規模拡大、効率化のため

番号59

貸主 豊永 ●●

借主 豊永 ●●

土地の所在 高台 ●● 外合計2筆 地目 公簿 現況 畑

面積 47,419㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権
始期 令和3年12月23日 終期 令和8年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円
設定後事業面積 730,202㎡
申請理由 貸主 農地の有効活用のため
借主 農業経営規模拡大、効率化のため

番号60

貸主 岩富 ●●
借主 活汲 ●●
土地の所在 達美 ●● 1筆 地目 公簿 現況 畑
面積 28,791㎡の内、14,791㎡
利用状況 普通畑 契約種類 賃借権
始期 令和3年12月23日 終期 令和7年12月31日
借賃 ●●円 設定後事業面積 420,350㎡
10a当り ●●円
申請理由 貸主 農地の有効活用のため
借主 農業経営規模拡大、効率化のため

使用貸借

番号61

貸主 上里 ●●
借主 上里 ●●
土地の所在 美都 ●● 外合計24筆 地目 公簿 現況 畑
面積 253,366.7㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 使用貸借
始期 令和3年12月23日 終期 令和13年11月30日
借賃 無償 設定後事業面積 253,366㎡
申請理由 貸主 法人を設立し、所有農地を法人に使用貸借するため
借主 所有者の農地を借り受け、法人として営農を行うため

ここで追加の別添資料をご覧ください。●●については、今年2月に設立された法人であるため、法人報告書の提出は来年となります。

よって本総会での「法人要件確認結果」をお話しする前に、さの農場の権利設定する形となり当事務局において、別紙資料のとおり、法人の要件を満たしていることを確認しましたので、本議題の説明に合わせて報告いたします。

次頁以降に第3条に係る調査書、該当地の航空写真を添付しております。ご確認ください。説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第46号について質疑を行います。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を集結します。
これより議案第46号について採決します。
本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第8 議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。

番号1

貸主 大昭 ●●

借主 本岐 ●●

申請地 所在 大昭 ●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 709㎡ 契約種類 使用貸借

区分 農業振興区域（除外申請中）転用目的 農家住宅の建設

申請理由 息子である借受人の住宅を建設するため

次頁以降に転用申請に係る審査表と、位置図を添付しております。
説明は以上です。

議 長： 次に、議案第47号について、質疑を行います。
本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は議事参与の制限に該当いたしますので、退席願います。

【●●委員退席】

議 長： 議案第47号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第47号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第47号については原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員自席へ】

議 長： 続きまして日程第9 議案第48号「現況証明願いについて」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第48号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案に基づいて説明いたします。

番号19

申請者 高台 ●●

申請地 高台 ●● 1筆

公簿地目 畑 現況地目 農地、採草放牧地以外

合計面積 1,617㎡ 利用状況 雑種地 所有者 高台 ●●

願出理由 現況に相違ないことを証明願う

使用目的 地目変更登記申請のため

番号20

申請者 双葉 ●●

申請地 双葉 ●●

公簿地目 雑種地 現況地目 農地
合計面積 3, 231㎡ 利用状況 畑 所有者 双葉 ●●
願出理由 現況に相違ないことを証明願う
使用目的 地目変更登記申請のため

位置図は次のページ以降に添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明終わります。

議 長： 説明が終わりました。議案第48号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第48号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第48号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第10 議案第49号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第49号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」説明いたします。

番号2

所有権移転のあっせん申出者 高台 ●● ●●
申出に係る農用地 土地の所在 高台 ●● 外合計 6筆
地目 公簿・現況 畑 合計面積 59, 922㎡
利用調整上特に問題となった事項 記載の通りです。

なお、報告第28号で報告しました、あっせん不成立となった箇所でございます。不成立となった8筆のうち、この6筆を保有合理化事業の対象として、農業公社と買入協議の申請を考えているところでございます。残る2筆の●●番及び●●番については、保有合理化事業の対象外と判断され、2筆があっせんが成立いたしました。議案第50号で後述いたします。該当位置図は次項に添付しておりますご参照下さい。説明は以上です。

議長： 説明が終わりました。議案第49号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑を集結します。

これより議案第49号について採決します。

本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第11 議案第50号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議長： 事務局係長

事務局： 議案第50号「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。

所有権移転

番号60

移転をする者 高台 ●●

移転を受ける者 高台 ●●

所有権移転する土地 所在 高台 ●● 外合計2筆 地目 畑

合計面積 2,138.40㎡ 移転内容 種類 所有権 内容 普通畑

移転時期 令和3年12月23日

対価 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 売買 となっております。

報告第28号で報告した、あっせん不成立となった8筆の内。保有合理化の対象外となったこの2筆は、あっせん成立となりました。先に説明いたしました議案第49号での買入協議の6筆と合わせますと、報告第28号で不成立となった筆数・面積と合致いたします。これをもって報告第28号のあっせん不成立を受けてからの、当該地の所有権移転に向けての動きの説明のすべてとなります。

続きまして、賃貸借です。

賃貸借

番号61

設定をする者 達美 ●●

設定を受ける者 達美 ●●

利用権を設定する土地 所在 達美 ●● 外合計10筆 地目 畑

合計面積 60, 221㎡の内、28, 011㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和4年1月1日 終期 令和6年12月31日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号62

設定をする者 北見市 ●●

設定を受ける者 最上 ●●

利用権を設定する土地 所在 最上 ●● 外合計3筆 地目 畑

合計面積 23, 578㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和4年1月1日 終期 令和6年12月31日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号63

設定をする者 札幌市 ●●

設定を受ける者 活汲 ●●

利用権を設定する土地 所在 上里 ●● 外合計2筆 地目 畑

合計面積 55, 115㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和4年1月1日 終期 令和5年12月31日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号64

設定をする者 札幌市 ●●

設定を受ける者 上里 ●●

利用権を設定する土地 所在 上里 ●● 外合計3筆 地目 畑

合計面積 55,205㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和4年1月1日 終期 令和5年12月31日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております

番号65

設定をする者 札幌市 ●●

設定を受ける者 上里 ●●

利用権を設定する土地 所在 上里 ●● 1筆 地目 畑

合計面積 23,542㎡ 設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和4年1月1日 終期 令和5年12月31日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております

番号66

設定をする者 美幌町 ●●

設定を受ける者 高台 ●●

利用権を設定する土地 所在 東岡 ●● 外合計17筆 地目 畑

合計面積 317,947.94㎡の内、249,900㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和3年12月23日 終期 令和8年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております

使用貸借

番号67

設定をする者 大昭 ●●

設定を受ける者 共和 ●●

利用権を設定する土地 所在 栄 ●● 外合計18筆 地目 畑

合計面積 110,833.35㎡

設定する利用権 種類 使用貸借 内容 普通畑

始期 令和4年1月1日 終期 令和14年12月31日
当事者間の法律関係 使用貸借 となっております。

次頁以降に該当地を添付しております。ご確認ください。以上です

議長： 説明が終わりました。これより議案第50号より60番から61番を先議いたします。

議案第50号の内60番から61番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第50号の内60番から61番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第50号の内60番から61番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 次に、議案第50号の内62番について、質疑を行います。

本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議長である私は議事参与の制限のため、退席しますので、代わって巴職務代理者に議事進行をお願いします。

【●●退席】

【巴職代議長席へ】

職務代理： 議案第50号の内62番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

職務代理： 質疑終了します。

これより議案第50号の内62番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

職務代理： 異議ないものと認め、議案第50号の内62番については原案のとおり可決することに決定いたします。

以上で私の議長としての職務を終了し、以後の進行は田原会長にお願いします。

【巴職代自席へ】

【●●着席】

議長： 次に、議案第50号の内63番から67番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第50号の内63番から67番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第50号の内63番から67番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦労様でした。

(終了 15時 00分)

